

告知・弁明書

氏 名	様
住 所	都・道・府・県
電話番号	自宅・勤務先・携帯電話

名古屋市長



あなたは下記のとおり路上禁煙地区内の道路上で喫煙しました。
これは、安心・安全で快適なまちづくりなごや条例第 8 条第 3 項の規定に違反し、同条例第 12 条の規定により金 2,000 円の過料処分の対象となります。

記

違反の日時場所	年 月 日 午前・午後 時 分頃 名古屋市 区
弁 明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。 <input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。 上記事実は、 <input type="checkbox"/> 覚えがない。 <input type="checkbox"/> 誤りがある。

以上、相違ありません。

署 名	
-----	--

(参考) 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例 (抜すい)
(路上禁煙地区)
第 8 条第 3 項 何人も、路上禁煙地区においては、道路上で喫煙してはならない。
(過料)
第 12 条 第 8 条第 3 項の規定に違反して路上禁煙地区内の道路上で喫煙した者は、2 万円以下の過料に処する。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。